

ご案内

1. 当院の入院基本料金は厚生労働大臣の定める基準により次のとおりとなっています。

(1) 一般病棟は「特定機能病院7対1入院基本料(平均在院日数26日以内)」の届出をしており、当該病棟において1日に看護を行う看護職員(7割以上が看護師)の数は、当該病棟の入院患者さん7人に1人以上という基準を満たしています。

(2) 精神病棟は「特定機能病院10対1入院基本料(平均在院日数40日以内)」の届出をしており、当該病棟において1日に看護を行う看護職員(7割以上が看護師)の数は、当該病棟の入院患者さん10人に1人以上という基準を満たしています。

2. 当院の入院医療費は包括評価方式で計算させていただきます。

この計算方式は、厚生労働省の定めるところにより傷病名や手術、処置等の内容に応じて分類された「診断群分類」に基づいて、それぞれの分類ごとに定められた1日あたりの定額の医療費を基本として計算する方式です。この定額の医療費には入院基本料、投薬・注射・検査・画像診断料等が包括されます。手術や一部の処置・検査等については従来どおりの出来高方式で計算させていただきます。

※医療機関別係数 1.6583

(基礎係数 1.1182 + 機能評価係数 I 0.4428 + 機能評価係数 II 0.0863 + 救急補正係数 0.0110)

3. 当院は患者の皆さまのご負担による付き添い看護は行っておりません。

4. 当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時(朝食8時、昼食12時、夕食6時)に適温で提供しています。

※入院時食事療養費に係る標準負担額は510円(1食につき)です。

5. 当院は厚生労働省の定める施設基準の主なものとして上記以外に別紙(本館2階に掲示)の届出をしています。

6. 当院は保険外併用療養費として別紙の費用の負担をお願いしています。

7. 当院は次の項目について実費の負担をお願いしています。

- ・健診(産婦人科、小児科)
- ・予防接種(総合診療科、小児科)
- ・文書料等(文書受付) 等

詳しくは関係科の受付付近に掲示しています。